

平成31・32年度白石市競争入札参加資格審査申請要領（建設工事）

白石市建設工事執行規則第5条の規定に基づき、平成31・32年度に係る白石市の一般競争入札及び指名競争入札の資格審査申請について次のように定めます。（元号が変更になった場合は変更後の元号に読み替えます。）

1. 受付期間 平成31（2019）年1月15日から平成31（2019）年1月31日まで
2. 有効期間 平成31（2019）年4月1日から平成33（2021）年3月31日まで（2年間）
3. 申請方法 別紙「提出書類」を番号順にフラットファイル（A4判・色指定なし）に綴り、表紙及び背表紙に商号又は名称を明記したものを1部作成してください。
郵送等でのみ申請受付を行います。（1月31日までに必着）
封筒等の表に「入札参加資格審査申請書在中」と記載してください。
4. 提出書類
 - 1) 提出書類は、登録者カード、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（経審）の写し1部及び返信用封筒を除き、順番に綴ってください。
 - 2) 各証明書については、写し（申請日の3ヶ月以内に発行されたもの）でも差し支えありません。
 - 3) 委任状を提出する場合は、委任される営業所等の所在地都道府県及び市町村で発行する納税証明書を添付してください。
 - 4) 建設工事の参加を申し込まれる方で測量設計等、物品・役務等の申込みを同時にされる方は、共通添付書類は省略できます。
 - 5) 提出書類欄に※の印が付いているものは白石市のホームページからダウンロードできます。
5. その他
 - 1) 申請に関する質問は電話でのみ受付しております。下記へお問い合わせください。
なお、メールによる質問は受け付けておりませんので、ご注意ください。
 - 2) 申請書受理票と承認書を別々に送付しますので、封筒を2通提出してください。
書類に不備がある場合、承認できません。**書類に不備があった場合等の連絡先（電話・FAX番号、担当者）を明確にしてください。**
 - 3) 共同企業体での受付は行っておりません。
6. 申請書類提出及び問い合わせ先
白石市総務部財政課契約係
〒989-0292
住所 宮城県白石市大手町1-1
電話 0224-22-1332
※電話によるお問い合わせは、土曜日・日曜日・祝日・年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く午前8時30分から午後5時15分までにご利用いたします。

社会保険等の加入について

社会保険等（雇用保険、健康保険など）に加入義務のある建設業者は必ず社会保険等に加入してください。（未加入の場合、承認できません）

解体工事の登録について

建設業法の改正により、平成28年6月1日から「解体工事業」が新設され、解体工事を施工する際は「解体工事業」の許可が必要となりました。「とび・土工事業」の許可を受けて解体工事業を営んでいる建設業者への経過措置は、平成31（2019）年5月31日までで終了となり、6月1日以降は「解体工事業」の許可が必要となります。

そのため、**解体工事の競争入札参加資格審査を申請する場合は、「解体工事業」の許可及び「解体」の経営事項審査結果通知を受けていただく必要があります。**

なお、総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ「土木一式工事」や「建築一式工事」に該当します。

入札における無断欠席について

指名競争入札等において、辞退届を提出しないで入札を欠席すること（無断欠席）は、適正な入札の妨げになりますので、十分留意してください。

入札に参加しないときは、辞退届を入札執行日時までに入札担当者へ持参又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）してください。

交通機関等の遅れ等、やむを得ず入札に参加できないときは、入札執行日時前までに入札担当者へ電話連絡等をし、事後に辞退届を提出してください。

入札を辞退したことによって、以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはありませんが、無断欠席したときは、白石市建設工事等入札参加業者指名停止要領に基づく指名停止、警告又は注意喚起を行う場合があります。

提出書類等について（建設工事）

番号	提出書類	備考
	登録者カード (建設工事用) ※	○白石市独自様式 ホームページからダウンロードして作成してください。
1	入札参加資格審査申請書※	○統一様式又は白石市独自様式 申請書は、支店・営業所等に委任する場合でも、必ず本店・本社の内容を記載してください。
2	実態調書※	○統一様式又は白石市独自様式
3	工事経歴書※	○統一様式又は白石市独自様式 記載内容が同じであれば、独自に作成した様式でも使用できます。 内容は、白石市の発注した工事だけではなく、国・他の自治体でも構いませんので、主なものを記載してください。
4	営業所一覧※	○統一様式又は白石市独自様式 記載内容が同じであれば、独自に作成した様式でも使用できます。本社・本店のみの場合でも作成してください。 市内に営業所を設ける事業者は、営業所の所在図（A4判）・外観と事務室内の写真を添付してください。
5	全部事項証明書又はこれの写し (個人の場合：身分証明書)	法人の場合は法務局発行の履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書、 個人の場合は各市町村発行の身分証明書
6	納税証明書又はこれの写し ①国税 ②都道府県税 ③市区町村税 ※右記の未納のない証明書以外 の場合には、平成29・30年度分 の納税証明書	法人 ①については、法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことが確認できる税務署長の証明書（様式その3の3） ②については、都道府県税の未納がないことが確認できる都道府県税事務所長の証明書 ③については、所在する市町村税の未納がないことが確認できる市町村長の証明書 (契約行為等を本社以外の支店・営業所等に委任して申請する場合は、委任先の都道府県税及び市町村税の証明書を提出すること。) 個人 ①については、所得税、消費税及び地方消費税について未納がないことが確認できる税務署長の証明書（様式その3の2） ②については、都道府県税の未納がないことが確認できる都道府県税事務所長の証明書 ③については、所在する市町村税の未納がないことが確認できる市町村長の証明書
7	建設業許可通知書の写し 又は建設業許可証明書の写し	有効期間内のもの。 なお、本社以外の営業所に委任する場合は、建設業許可申請書中の別紙二も添付して下さい。 （契約行為等を本社以外の支店・営業所等に委任して申請する場合は、委任先が建設業許可を受けている必要があるので注意すること。）
8	経営規模等評価結果通知書・ 総合評定値通知書（経審）の写し	総合評定値（P値）が記載されているものを2部提出してください。なお、1部はファイルに綴り、もう1部は綴らずにそのまま提出してください。また、 社会保険等（雇用保険、健康保険など）に加入義務のある建設業者は必ず社会保険等に参加してください。（未加入の場合、承認できません）
9	印鑑証明書又はこれの写し	法人の場合は法務局発行、個人の場合は各市町村発行の印鑑証明書
10	委任状※	○任意の様式 委任状は、本社・本店の代表者が支店・営業所等のものに権限を委任する場合必要となります。委任しない場合は、必要ありません。
11	使用印鑑届※	入札・契約などに使うものが印鑑登録しているものと違う場合や支店・営業所等に委任している場合は、使用印鑑届を作成し、添付してください。
12	技術職員名簿※	○白石市独自様式 市内登録事業者のみ。平成31年1月1日現在で貴社と直接的かつ継続的な雇用関係にある技術職員について記入してください。経営事項審査申請に使用したものの写し可。
13	建設業退職金共済事業加入履行証明書の写し 又は 中小企業退職金共済加入証明書の写し	どちらにも加入していない場合はその理由書を作成し（様式は任意）、添付してください。
14	誓約書※	○白石市独自様式 記名・押印の上、提出してください。
	返信用封筒 2通	宛先を明記し、82円切手を貼って提出してください。 受理票及び承認書の郵送に使用します。 ※返信用封筒が大きい場合、大きさに適合した送料分の切手を貼ってください。